

中小企業の動向及び 令和3年度中小企業振興施策の実施状況

— 福岡県中小企業振興基本計画年次報告 —

福岡県

目次

第1部 中小企業の動向

第1章 福岡県経済の動向

第1節 世界と日本経済の動向

1 世界経済の成長率見通し	2
2 世界各国の国内総生産と1人当たり国内総生産	2
3 世界の貿易動向	3
4 世界各国の労働生産性	4

第2節 福岡県経済の動向

1 県内総生産と県民所得	5
2 企業部門の動向	6
(1) 生産	6
(2) 設備投資	6
(3) 貿易	7
(4) 地価	8
(5) 企業倒産	8
3 家計部門の動向	9
(1) 消費	9
(2) 物価	10
(3) 雇用	11
(4) 賃金	12

第2章 中小企業を取り巻く環境

第1節 人口減少・少子高齢化

1 消費市場の縮小	13
2 労働力市場の需給状況	14
3 雇用のミスマッチ	15

第2節 グローバリゼーションの進展

1 アジア経済と福岡県経済	16
(1) 経済成長率	16
(2) 貿易	17
(3) 対外投資の動向	17
(4) 交流人口の動向	18
①福岡県で働く外国人労働者	18
②福岡県への外国人入国者数	19
③訪日外国人の旅行消費	20

第3章 中小企業の動向

第1節 福岡県の産業構造

1 中小企業の企業数及び従業者数	21
2 本県産業の特徴	22
3 本県製造業の特徴	23
4 本県サービス産業の特徴	24
5 本県産業の労働生産性	25

第2節 県内中小企業の現状と課題

1 開廃業率の推移	26
2 中小企業の経営基盤の強化	26
(1) 人手不足の状況	26
(2) 資金繰りの状況	27
(3) 経営者の高齢化と事業承継	28
(4) DX化	29
(5) 人材育成	30

第3節 小規模企業の現状と課題

1 小規模企業の現状	31
(1) 小規模企業の企業数及び従業者数、売上高	31
(2) 小規模企業数の推移	32
2 小規模企業の経営課題	33
(1) 事業見直し	33
(2) デジタル化	34

第4節 地域経済の動向

1 地域別総生産	35
2 地域別事業所数及び従業者数	35
3 地域別の付加価値額と従業員数	36

第2部 令和3年度中小企業振興施策の実施状況

第1章 推進する施策と令和3年度の実施内容

1	中小企業の創業の促進を図るための施策	44
(1)	創業希望者の確保及び育成	44
(2)	創業者による事業計画策定の促進	45
(3)	創業に必要な資金の円滑な供給	46
(4)	その他創業の促進を図るために必要な施策	47
2	中小企業者の経営基盤の強化の促進を図るための施策	49
(1)	経営基盤強化に係る計画策定の促進	49
(2)	事業活動を担う人材の確保及び育成	49
(3)	事業活動に必要な資金の円滑な供給	57
(4)	情報通信技術、商談会等を活用した販路開拓の促進	58
(5)	事業承継の円滑化の促進	61
(6)	その他経営基盤の強化の促進を図るために必要な施策	62
3	中小企業者の新たな事業展開の促進を図るための施策	67
(1)	新たな事業展開に係る計画策定の促進	67
(2)	新たな事業活動を担う人材の確保及び育成	68
(3)	技術の高度化の促進	69
(4)	新たな商品及び役務の開発の促進	76
(5)	アジアをはじめとする海外展開の促進	78
(6)	その他新たな事業展開の促進を図るために必要な施策	80
4	小規模企業者の事業の持続的な発展を図るための施策	84
(1)	事業の持続的な発展に係る計画策定の促進	84
(2)	生産性の向上の促進	84
(3)	その他小規模企業者の事業の持続的な発展を図るために必要な施策	89
5	地域中小企業支援協議会の取組	92
6	新型コロナウイルス感染症への対応状況	101

【参考資料】 福岡県中小企業振興条例

本紙の中で、中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」をいう。また、小規模企業とは、同条第5項の規定に基づく「小規模企業者」をいう。さらに、中規模企業とは、「小規模企業者」以外の「中小企業者」をいう。「中小企業者」、「小規模企業者」については、具体的には、下記に該当するものを指す。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		うち小規模企業者
	資本金	常時雇用する従業員	常時雇用する従業員
①製造業・建設業・運輸業 その他の業種(②~④を除く)※	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業※	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※下記業種については、中小企業関連立法における政令に基づき、以下のとおり定めている。

【中小企業者】

①製造業

ゴム製品製造業：資本金3億円以下又は常時雇用する従業員900人以下

③サービス業

ソフトウェア業・情報処理サービス業：資本金3億円以下又は常時雇用する従業員300人以下

旅館業：資本金5千万円以下又は常時雇用する従業員200人以下

【小規模企業者】

③サービス業

宿泊業・娯楽業：常時雇用する従業員20人以下